



9月20日から10月19日まで「きのこ中毒予防月間」です

過去10年間に県内で有毒きのこの誤食を原因とする食中毒は11件発生しています。

そこで、例年発生が集中している1ヶ月間を「きのこ中毒予防月間」として定め、下記のとおり、きのこ中毒防止に関する知識を普及啓発し、きのこ中毒の防止を図ります。

1 実施期間

令和3年9月20日(月)から令和3年10月19日(火)まで

2 きのこ鑑別相談会

下表のとおりきのこ鑑別相談会を実施しますので、ご活用ください。

受付時間は、**毎回16時から17時**になります。

(新型コロナウイルス感染症の状況によっては、鑑別相談を実施できない場合があります。)

日時	場所	日時	場所
9月22日(水)	木曾合同庁舎 201号会議室	10月6日(水)	木曾合同庁舎 201号会議室
9月24日(金)	地下101号会議室	10月8日(金)	201号会議室
9月27日(月)	201号会議室	10月11日(月)	201号会議室
9月29日(水)	201号会議室	10月13日(水)	201号会議室
10月1日(金)	201号会議室	10月15日(金)	201号会議室
10月4日(月)	201号会議室	10月18日(月)	201号会議室

木曾合同庁舎：木曾郡木曾町福島 2757-1

電話：0264-25-2235

3 有毒きのこによる食中毒予防のポイント

- 知らないきのこは採らない、食べない、売らない、人にあげない。
- 食べられるきのこの特徴を完全に覚える。
- 誤った言い伝えや迷信を信じない。
 - × 「柄が縦に裂けるきのこは食べられる」
 - × 「ナスと一緒に煮ると毒消しになる」 など

信州版「新たな日常のすゝめ」

©長野県アルクマ



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

木曾保健福祉事務所(保健所) 食品・生活衛生課

(課長) 小野 辰哉 (担当) 青山 篤哉

電話 0264-25-2235 (直通)

0264-24-2211 内線 2232

F A X 0264-24-2276

E-mail kisoho-shokusei@pref.nagano.lg.jp